

岩手県告示第519号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

平成29年6月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 名称 館

2 区域 次に掲げる土地に存する標柱1号から12号までを順次結んだ線及び標柱1号と12号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大字	字	地番	標柱番号
陸前高田市	竹駒	館	48番2	標柱1号
			45番1	標柱2号
			41番	標柱3号から5号まで
			7番5	標柱6及び7号
			6番2	標柱8号
			44番	標柱10号から12号まで
		細根沢	94番11	標柱9号